キャッシュ・フロー計算書

（平成23年４月１日～平成24年３月31日）　（単位：百万円）

Ⅰ	業務活動によるキャッシュ・フロー		Ⅱ	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	人件費支出	△ 16,707		定期預金の預入による支出	△ 26,500
	材料の購入による支出	△ 13,399		定期預金の戻入による収入	26,500
	その他の業務支出	△ 11,717		有価証券の取得による支出	△ 13,000
	運営費交付金収入	8,755		有価証券の償還による収入	13,000
	補助金等収入	225		投資有価証券の取得による支出	△ 13,853
	寄附金収入	31		有形固定資産の取得による支出	△ 5,214
	医業収入	31,965		無形固定資産の取得による支出	△ 125
	研修収入	19		投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 19,192
	研究収入	5,022	Ⅲ	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	その他の収入	361		長期借入金の返済による支出	△ 1,904
	小計	4,553		長期借入れによる収入	4,043
	利息の受取額	70		リース債務償還による支出	△ 1,047
	利息の支払額	△ 414		財務活動によるキャッシュ・フロー	1,091
	業務活動によるキャッシュ・フロー	4,209	Ⅳ	資金増加額	△ 13,891
			Ⅴ	資金期首残高	25,807
			Ⅵ	資金期末残高	11,916

利益の処分に関する書類

（平成24年９月24日）　（単位：百万円）

Ⅰ	当期未処分利益	925	Ⅱ	利益処分額	
	当期総利益	925		積立金	925

行政サービス実施コスト計算書

（平成23年４月１日～平成24年３月31日）　（単位：百万円）

Ⅰ	業務費用		Ⅱ	損益外減価償却相当額	1,028
	⑴ 損益計算書上の費用	45,442	Ⅲ	損益外減損損失相当額	55
	業務費	43,545	Ⅳ	損益外除売却差額相当額	1
	一般管理費	1,187	Ⅴ	引当外退職金給付増加見積額	281
	財務費用	409	Ⅵ	機会費用	930
	その他経常費用	61		政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用	930
	臨時損失	240	Ⅶ	行政サービス実施コスト	11,102
	⑵ （控除）自己収入等	△ 36,635			
	医業収益	△ 32,308			
	研修収益	△ 18			
	研究収益	△ 4,036			
	その他経常収益	△ 267			
	臨時利益	△ 6			
	業務費用合計	8,807			

注　記　事　項

Ⅰ．重要な会計方針

当事業年度より、独立行政法人会計基準（「独立行政法人会計基準の改訂について」（独立行政法人会計基準研究会、財政制度等審議会　財政制度分科会　法制・公会計部会　平成23年６月28日）及び「『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関するＱ＆Ａ」（総務省行政管理局、財務省主計局、日本公認会計士協会　平成24年３月））を適用しております。

１．運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２～47年
構築物	４～15年
医療用器械備品	２～10年
その他器械備品	２～19年
車両	２年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（３年～５年）に基づいております。

３．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

役職員の退職給付に備えるため、運営費交付金により財源措置されない退職給付について、当該事業年度末における退職給付債務の見積額に基づき計上しております。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、独立行政法人会計基準第38に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

４．貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

５．賞与引当金の計上基準

役員に対して支給する業績年俸及び職員に対して支給する賞与に備えるため、当該事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

６．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券については、償却原価法（定額法）によっております。

７．たな卸資産の評価基準及び評価方法

⑴　医薬品

最終仕入原価法に基づく低価法